令和元年度鳥取県立倉吉東高等学校　聴講実施要項

１　目　的

　鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第１号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、一般教養を高め、また基礎的な知識・技能を得ようとする社会人に対し、鳥取県立倉吉高等学校の全日制課程において勉学の場を提供し、生涯学習に資することを目的とする。

２　開講期間

令和元年５月から令和２年３月まで

３　聴講できる教科科目等

　　 下記に定める開講教科科目のうち、応募者が選択する教科科目。ただし、本科の生徒数により聴講できない場合もある。

|  |  |
| --- | --- |
| 教科 | 科目（単位） |
| 芸術 | 発展美術Ⅰ（1） |

４　聴講の方法

　　本科の生徒と同一のクラスで聴講する。

５　応募資格

１年間（もしくは開講期間）を通して聴講できる者

６　聴講料等

（１）聴講料　　鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第４号）第３　　　　　　　 条第２項の規定により、聴講を許可された教科科目の１単位に相当する授業

　　　　　　　時間につき次の額を徴収する。

|  |  |
| --- | --- |
| 課　程 | 金 　額 |
| 全日制 | ３，７２０円 |

（２）教材費　　教材費が必要な場合は別途徴収する。

７　応募手続等

（１）応募期間 令和元年５月７日から同年５月１４日まで

（２）提出書類等

　　　・規則第10条第１項に規定する聴講許可申請書（別紙様式１）

　　　・郵便番号、送付先住所、宛名を明記し、92円切手を貼った封筒（長形3号）

（３）応募方法　　持参又は郵送により校長に提出する。

（４）提出先 〒682-0812 　倉吉市下田中町８０１番地

　　　　　　　鳥取県立倉吉東高等学校長宛　 Tel：0858-22-5205,Fax：0858-22-5206

８　選考方法及び決定

（１）選考基準・方法　　規則第10条第２項の規定により、次の各号の基準に基づき書類に　　　　　　　　　　　　 より選考を行うものとする。

　　　　　　　　　　　　①聴講を希望する動機又は理由が適切であること

　　　　　　　　　　　　②１年間を通して、聴講できること

　　　　　　　　　　　　③その他、学校の指示に従うことができること

（２）聴講許可の決定　　選考の結果、聴講を許可するときは、規則第11条第３項の規定に　　　　　　　　　　　 基づき、聴講許可書（別紙様式２）を５月１６日までに交付する。

９　単位の認定等

　　　規則第10条第４項の規定に基づき、単位の認定は行わず、聴講を修了したと認められる者に対しては、規則第10条第５項に基づき、修了証書（別紙様式３）を交付する。

10　その他

校長は、聴講を許可された者が、当該高等学校の教育活動等に支障があると認められたときは、規則第11条の規定により、聴講許可を取り消すこともある。